

岩倉市五条川魚釣りルール10か条

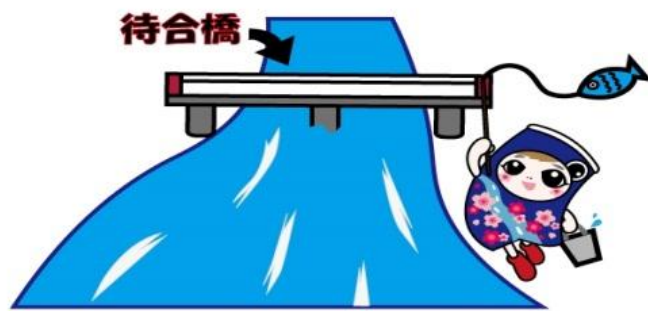
岩倉市五条川魚釣りルール検討会
事務局 岩倉市環境保全課

岩倉市の市街地の中央を流れる五条川は、本市のシンボルとなる貴重な水辺の空間です。「日本のさくら名所100選」に選定されている桜並木を含め、市民にとって最も親しみと愛着のある、ふるさとの原風景となっています。

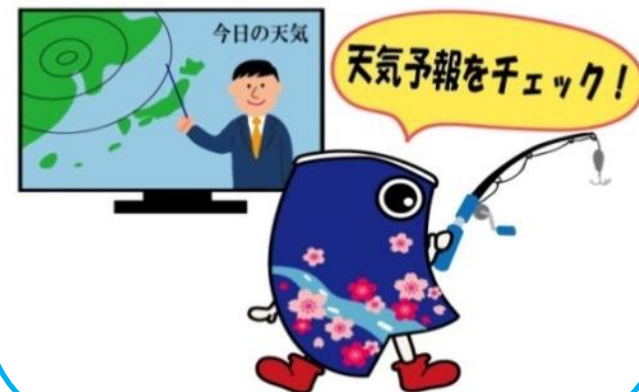
五条川は桜だけでなく、豊かな水辺の自然環境に親しむ場として、釣りを楽しみたい人もいます。そこで、安心して釣りを楽しんでいただくため、市民・市民団体と行政が協働して、五条川での魚釣りルールを定めました。みんなで協力してルールを守り楽しく魚釣りをしましょう。

平成30年4月1日

- 1 魚釣りは、釣りに適した待合橋より下流をお勧めします。



- 2 魚釣りに行く前に、天気予報を調べ、雨や風に注意しましょう。



- 3 もしもの時に一人では危険ですので、2人以上で行きましょう。



- 4 小学生以下の児童・幼児は、保護者と一緒に行きましょう。



- 5 救命胴衣（ライフジャケット）を積極的に着用しましょう。



- 6 ごみはその場に残さないで、必ず家まで持ち帰りましょう。



- 7 違法駐車や迷惑駐車はやめましょう。



- 8 撒き餌は河川汚染の原因になりますのでやめましょう。



- 9 釣った魚はその場で放ちましょう。



- 10 近隣住民や通行人などの迷惑になる行為はやめましょう。

